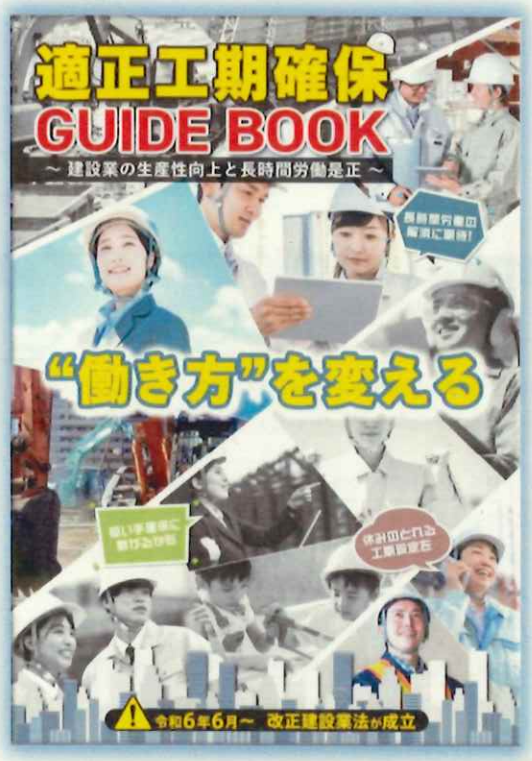
建設工事を発注する皆様へ

関東地方整備局管内 別添１
建設業許可部局

「工期に関する基準」を踏まえた適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



◆工期に関する基準とは
適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者のそれぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

◆考慮すべき事項の例
降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休２日の確保など休日や労働時間など工期に影響を与える要素　等

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。



適正工期確保ガイドブック

解説動画の掲載先ＱＲコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。

適正な工期設定はなぜ必要？

1. **建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善**
2. **建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保**

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、**「地域の守り手」**として将来にわたって**国民の皆様の安心・安全を守り**続けられる**持続可能な産業**となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局　茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県　建設業許可部局

R8.5

工事契約の締結の際は「工期に関する基準」の内容確認を！

建設業法　第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第１項　注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第２項　建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（※）

※ 第２項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月12日施行）

契約当事者の双方が著しく短い工期とならないよう、見積段階から工期に関する基準を踏まえた工期設定となっているか、チェックリストで確認しましょう！



1 工期全般にわたって考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
自然要因 ※1	降雨日・降雪日(雨休率の設定等)	
	猛暑日(夏期における WBGT 値が 31 以上の場合における不稼働日)	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
休日・法定外労働時間	時間外労働規制の遵守、週休二日の確保 (十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映)	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入時間の制限や工事車両の制限(進入時間、重量、台数)等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整 ※2	地元住民や地元団体(農業、漁業組合等)、電力・ガス等の占用企業者との協議期間	
	関係者との協議調整が未了の場合(用地未買収等)、協議内容や完了予定時期	
労働・安全衛生	労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定(勤務間インターバル制度の導入等)	
行政への申請 ※2	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	

<記入方法> ○:条件を明示し、工期に反映済　△:条件を一部明示し、工期に反映済
×:条件が明示できず、工期に未反映　－:当該工事で対象外

2 工程別に考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
準 備 ※3	資機材の調達や人員の確保に要する時間(物品納入や建設機械の搬入に要する時間)	
	設計図書で未決定の事項や仕様の未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設整備(電力・給排水・濁水処理・給気等)の整備期間	
施 工 ※4,5	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1日当たり搬出できる車両台数	
	躯体工事(構法)における、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事(鉄骨)における、鉄骨材の搬入(長さ、運搬車両台数)、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
	とび・土工工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
後片付け	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間	
	借地した場合、原形復旧の期間	

★ このチェックリストは「適正工期確保ガイドブック」に掲載されています。

特に“時間外労働規制の遵守や週休２日の確保”や“猛暑日などの不稼働日”は建設業で働く方々の健康や生命を守るためにも考慮した工期設定が必要です

参考：猛暑日について

過去5年間における山梨県（甲府地点）の猛暑日（WBGT31以上）の推移



出展：一般財団法人建設物価調査会「工期設定のための猛暑日日数確認サイト」を元に関東地方整備局にて作成

※WBGTとは
熱中症を予防することを目的とした指標

日常生活における熱中症予防指針（日本生気象学会）では、**WBGT31以上は「危険」とされて、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動**するという注意事項となっています。
また、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）では、**WBGT31以上は特別の場合以外は運動を中止**するとされています。

出展：環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」を元に関東地方整備局が要約抜粋

別添２

発注者のみなさまへ

国土交通省

労務費に関する基準がスタート

令和７年12月より新ルールが導入



適正な労務費を確保し、業界全体で未来の担い手を育てていくため**令和７年12月より「労務費に関する基準」ルールが導入**されます。



詳しくはコチラをご覧下さい

▶ 担い手確保に向けた課題

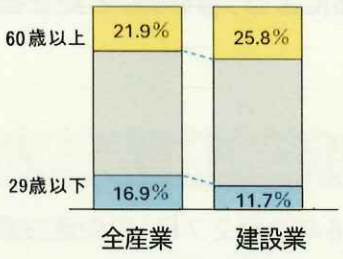
◎建設業では、中長期的な担い手不足が深刻化しています。このままでは、近い将来、皆さんが建設工事の発注を考えた際に、受注できる会社がいなくなってしまうという事態の発生が強く危惧されています。建設業が若い世代に選ばれる産業となるためには、他産業と比べて低い賃金水準や長時間労働といった就労環境を改善することが大きな課題となっています。

〈図１〉 建設業の就業者数



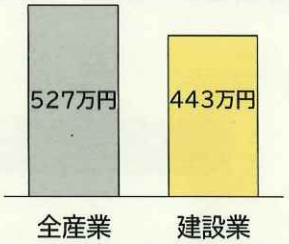
出典：総務省「労働力調査」（令和6年）をもとに国土交通省で作成

〈図２〉 就業者の年齢層



出典：総務省「労働力調査」

〈図３〉 建設業の賃金（年間）



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）、※賃金は「生産労働者」の値

▶ 労務費（職人の賃金の原資）の確保に向けて

◎職人の就労環境の改善のためには、賃上げによる処遇改善が必要であり、また、建設企業が賃上げの原資となる労務費を適正に確保できるようにすることが不可欠です。

◎一方、これまで守られるべき適正な労務費（職人に支払われるべき賃金の原資）の水準が明らかでなかったこと等により、労務費が現場まで行き渡りにくい状況があったことを踏まえ、改正建設業法により、令和７年から「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。

〈図４〉 これまでの労務費の行き渡りイメージ



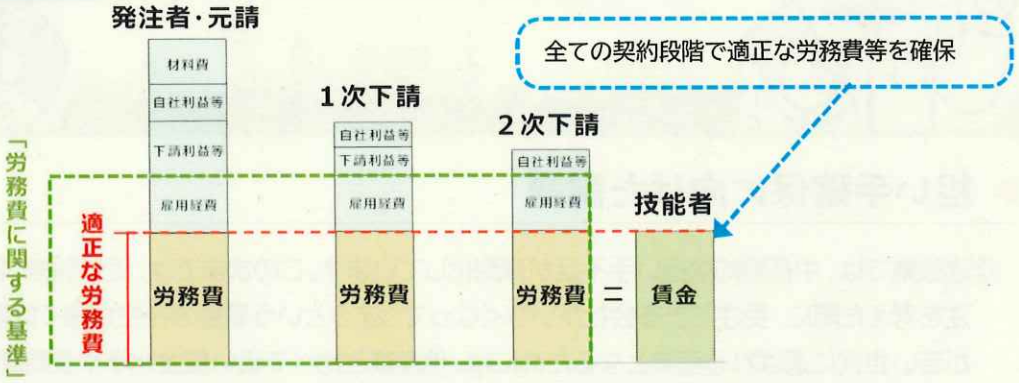
新たなルールの概要

適正な労務費を確保し、適正な賃金支払を行うため、「労務費に関する基準」に基づく新たな取引ルールが導入されました。主な内容は以下の通りです。

- 建設業者に対し、労働者の適正な処遇確保を努力義務化（第 25 条の 27）
- 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告し、適正な労務費を提示（第 34 条第2項）
- 労務費の基準値は単位施工量あたりの労務費として示すことを基本とし、労務単価について適正な労務費は公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。

 適正な労務費＝労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位当たり施工量）

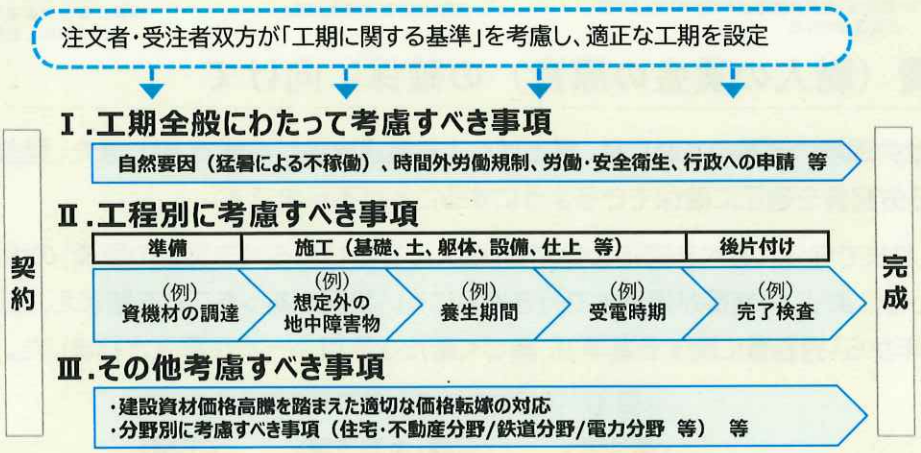
労務費に関する基準（令和７年１２月２日　中央建設業審議会決定）



- 適正な労務費等に比べ著しく低い労務費等[※1]による見積りや見積り変更依頼を禁止（第 20 条第2項、第6項）
- 総価として原価に満たない金額による契約締結を受注者にも禁止（第 19 条の3第2項）

（参考）「工期に関する基準」の概要

令和６年３月２７日　中央建設業審議会決定）



- 著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止（第 19 条の5第2項）

(!) 違反した建設業者は指導・監督/発注者[※2]は勧告・公表の対象（第 41 条第1項等、第 19 条の6）

※1　材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

※2　適正な労務費を含む通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

新ルール下の取引について

建設工事における見積書の作成に当たっては、労務費等※を内訳明示することが必要です。下記の禁止事項について違反があった場合、建設業者には指導・監督、発注者（民間発注者含む）には勧告・公表が行われることがあります。

※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

	発注者・注文者	受注者
見積段階	「見積書」を考慮 ←…… 通常必要な額を著しく下回る変更依頼を禁止 **違反した場合** 発注者／国土交通大臣等から勧告・公表	労務費等を内訳明示した「見積書」の作成 通常必要な額を著しく下回る見積りを禁止 **違反した場合** 建設業者／国土交通大臣等から指導・監督
契約段階	取引上の地位を不当利用し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の禁止	正当な理由なく、「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の禁止
	「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による契約締結の禁止	「通常必要と認められる期間」より著しく短い工期による契約締結の禁止
	違反した場合 発注者※1／国土交通大臣等から勧告・公表 建設業者／公正取引委員会からの措置請求※2 ／国土交通大臣等から指導・監督※3	**違反した場合** 建設業者／国土交通大臣等から指導・監督

※1「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ／※2「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の場合のみ／※3「通常必要と認められる原価」に満たない金額による請負契約を締結した場合は指導のみ

「労務費に関する基準」の実効性確保

「労務費に関する基準」に基づいた適正な労務費の確保・適正な賃金の支払いを行うため、契約から支払いまでの各段階で、実効性を確保する取組が進められています。



❶見積書の交付促進	労務費等を内訳明示した見積書の作成・交付をお願いします。 ※注文者としては、工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、提出された見積を考慮・尊重してください。
❷自主宣言制度	技能者の処遇改善に積極的に取り組む事業者の見える化、その優先選定のための制度が創設されます。改正建設業法に基づく処遇改善や CCUS 活用等に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
❸適正な賃金支払い	CCUS レベル別年収を踏まえ、確保した労務費を技能・経験に応じた賃金として支払うようお願いいたします。
❹行き渡りの確認	労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項（コミットメント制度）を個々の契約において活用いただき、発注者から技能者に至るまで、労務費・賃金の適正な支払い状況を確認できる仕組みの構築をお願いいたします。
❺公共工事（労務費ダンピング調査）	現行の低入札価格調査等のダンピング対策を強化し、落札候補者に対して、入札金額訳書の内容を確認する調査を実施することとしております。公共工事においても、契約段階において適正な労務費が確保される契約締結をお願いいたします。

関係者のみなさまへ

～新たな労務費制度を通して知って頂きたいこと～



担い手確保には、建設工事に関わる全ての関係者の行動変容が必要です。賃金を削る競争を撲滅し、適正な労務費を確保するため、令和７年12月から新ルールが適用されています。**現場の実務担当にも周知徹底をお願いします。**

発注者のみなさまへ

◎工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください

◎提出された見積書に対し、**労務費等※が著しく低くなる**ような見積り**変更依頼はしない**でください
（これに違反して契約締結した場合は、**勧告・公表の対象**となる可能性があります）

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

◎従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしないでください**

◎技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく**雇用に伴う経費**も確保する必要があることに留意してください

全ての関係者のみなさまへ

◎建設企業においては、技能者と適切に**雇用契約を結ぶ**とともに、**CCUS 能力評価**の受検、**CCUS レベル別年収**水準での賃金支払いを推進してください

◎「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度**」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての優先選定を推進してください

◎**書面での請負契約**締結を徹底するとともに、契約に**コミットメント条項**を積極的に導入し、契約当事者間での**適正な労務費**の支払い、技能者へ**適正な賃金**の支払いの確認を推進してください

◎適正な労務費（賃金の原資）確保に併せて、**適正な工期**を確保してください
（通常必要と認められる期間に比べ**著しく短い工期**による契約締結は、**注文者・受注者とも禁止**されています）

このほか、『労務費に関する基準』についてはこちらに記載しています
（https://roumuhi.mlit.go.jp/）

別添３

安全衛生経費の理解のお願い

公共発注者の皆様へ



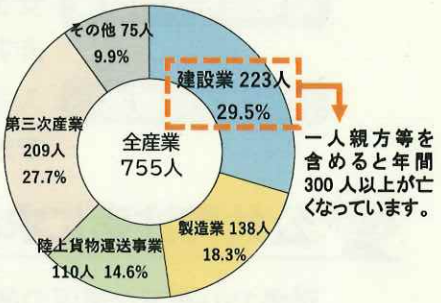
公共工事の発注者として「安全衛生経費」の確保を！

●公共工事の発注において、工事の品質や納期だけでなく、現場で働く人々の安全確保も非常に重要です。特に地方公共団体として、地域社会の安全を守る責任があり、「安全衛生経費」の適正な確保に向けた取組が必要です。

労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023 年には建設業での死亡事故が223件となっています※1。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年 12 月 13 日閣議決定)」等※2において、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求めています。

【業種別死亡災害発生状況(2023 年)】



※1 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

※2 品確法基本方針(R6.12.13 閣議決定)や建設業法令遵守ガイドラインでも、発注者に適切な取組を求めています。

安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

- **仮設設備の費用**
 (足場や転落防止ネットの設置)
- **保護具の費用**
 ①保護帽
 ②墜落制止用器具(胴ベルト型)
 ③墜落制止用器具(フルハーネス型)
 ④保護眼鏡
 ⑤保護手袋
 ⑥安全靴
 ⑦安全チョッキ
 ⑧防塵・防毒マスク
 ⑨防塵フィルター
 ⑩耳栓

- **労働者への安全衛生教育費用**
 ①雇い入れ時教育
 ②送り出し教育の受講
 ③新規入場者教育の受講
 ④安全衛生協議会・職長会への参加
 ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
 ⑥朝礼・KY 活動・一斉清掃等
 ⑦職長・安全衛生責任者教育
 ⑧足場組立て等特別教育
 ⑨フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
 ⑩酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
 ⑪高所作業車運転特別教育(作業床の高さ 10m 未満)
 ⑫職長等再教育及び安全衛生責任者教育
 ⑬フォークリフト運転技能講習
 ⑭玉掛け技能講習

安全衛生経費を含めた適正な予定価格の設定

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の中で、予定価格を設定する際に、安全衛生経費など実際の施工に要する通常妥当な経費を適切に積算する重要性が示されています。安全対策を徹底するためにも、適正な予定価格の設定をお願いします。

安全衛生経費を確保する必要性

工事の安全性向上 適切な安全対策が講じられ、労働災害のリスクを大幅に減らすことができます。

工事の品質向上 安全が確保された現場では、作業の中断がなく、高品質な構造物を造ることができます。

地域住民への信頼 安全な現場を提供することで、地域社会からの信頼を高めることができます。

法令遵守の徹底 入契法適正化指針等に基づく地方公共団体としての責任を果たすことができます。

公共発注者に求められる役割

現場での適正な運用の徹底に向けて、公共発注者としても、以下の点に注意して推進を図ることが大切です。

安全衛生経費の適切な積算 予定価格を設定する際は、安全衛生対策が実施できるようにするため、安全衛生経費を適切に積算しましょう。低価格入札の場合は、安全衛生経費が確保できているか確認をお願いします。

確認表・標準見積書の推奨 発注先の元請に対し、下請との契約で「安全衛生対策項目の確認表」と「安全衛生経費を内訳明示した見積書」を活用するよう推奨しましょう。

安全衛生経費の周知 地域の建設事業者に対し、安全衛生経費の重要性について広く周知し、工事関係者の意識向上を図りましょう。

詳細は以下ホームページでご覧下さい

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室
電話番号 03(5253)1111(内線 5486)

国土交通省　厚生労働省